

重 要 事 項 説 明 書

指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 83 条の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1、指定訪問看護を提供する事業者について

法 人 名 称	医療法人 琉心会
代 表 者 氏 名	理事長 比 嘉 敏 夫
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県名護市字屋部 468 番地の 1 電話番号: 0980-53-7777 FAX番号: 0980-52-7130
法人設立年月日	平成 3 年 8 月 設立

2、利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

事 業 所 名 称	りゅうしん訪問看護ステーション
介 護 保 険 指 定 事 業 者 番 号	沖縄県指定 第 4760990038 号
事 業 所 所 在 地	沖縄県名護市字屋部 468 番地の 1
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	電話番号: 0980-53-7732 FAX番号: 0980-53-7760 管理者 仲本 里恵
事業の実施地域	名護市、本部町、今帰仁村、大宜味村 その他の地域応相談

①ステーションの目的と運営方針

事 業 の 目 的	(1) 病気やけが等により、家庭において寝たきり又はそれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた者に対し、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供します。 (2) 訪問看護は健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、心身の特性を踏まえて利用者の生活の質の確保を重視し、健康管理や日常生活動作の維持、回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように、又、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行なうことを目的とします。
運 営 方 針	(1) 事業所では、利用者の有する能力に応じた訪問看護計画（介護予防訪問計画）に基づいて、医学的管理の下における看護、リハビリテーションその他日常生活に必要とされる医療を提供し在宅における日常生活機能の回復を目指します。

	(2) 事業所は、訪問看護(介護予防訪問看護)の実施にあたって地域の保健・福祉サービスを提供する関連機関、指定介護予防事業所等との密接な連携に勤め、その協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
--	--

②営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休(暴風警報発令時、その他臨時休業あり) ※リハビリ専門職による訪問は土日、祝日、年末年始休業となります。
営 業 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 ※お支払い・ご相談・その他受付窓口は、土日・祝日・年末年始は休業となります。 ※営業時間外は、緊急時訪問看護加算の契約を締結している利用者に対し、オンコール体制により対応します。その場合は 24 時間連絡体制を確保し、症状や状況に応じて看護師が必要と判断した場合は訪問対応を行います。

③事業所の従業員数及び勤務の体制

管 理 者	仲本 里恵
-------	-------

職種	職 務 内 容	人 員 数
看 護 師	1) 主治医の指示に基づいて、看護師・准看護師が家庭訪問し、病状の観察・清拭・褥そう(床ずれ)の処置・医療機器の管理、または療養上の指導やターミナルケアなどのサービスを提供します。 2) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 3) それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの実施状況及びその評価(経過)について、診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	【看護師】 常勤 3 名 ※管理者含む 【准看護師】 常勤 1 名
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 2) 医師及び看護師、介護師その他職種が協働し、解決すべき課題の把握とそれに基づく評価を当事業所看護師と共に行い、リハビリ計画を作成します。計画作成に当たっては、利用者・家族に説明し利用者の同意を得たうえで、利用者に交付します。 3) 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスを提供します。 4) それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの実施状況及びその評価(経過)について、診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	【理学療法士】 兼務 8 名 【作業療法士】 兼務 1 名 【言語聴覚士】 兼務 1 名

3、訪問看護サービスの内容と料金について

①訪問看護(介護予防訪問看護)のサービス内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
指定訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師等がご家庭を訪問し、病状や療養生活を専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで療養生活が送れるように支援します。また、医師や関係機関と連携をとり、さまざまな在宅ケアサービスの使い方を提案します。 【訪問看護ステーションは次のサービスを提供しています】 ■療養上のお世話: 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助・指導 ■医師の指示による医療処置: かかりつけ医の指示に基づく医療処置 ■病状の観察: 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック ■医療機器の管理: 在宅酸素、人工呼吸器などの管理 ■ターミナルケア: がん末期や終末期などでも、在宅療養できるよう支援します ■床ずれ予防・処置: 床ずれ防止の工夫や指導、床ずれの手当て ■在宅でのリハビリテーション: 心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を目的として行う理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーションの提供 ■認知症ケア: 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス ■ご家族等への介護支援・相談: 介護方法の指導ほか、さまざまな相談対応 ■介護予防: 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイス

②介護保険料について(令和 6年 6月現在)

【看護師が行った場合】 20 分～30 分未満		20 分未満		30 分未満	
サービス内容		訪問看護 I-1	介護予防 I-1	訪問看護 I-2	介護予防 I-2
基本単位		314 単位	303 単位	471 単位	451 単位
利用者負担		314 円/日	303 円/日	471 円/日	451 円/日
【看護師が行った場合】 30 分以上～1 時間 30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満	
サービス内容		訪問看護 I-3	介護予防 I-3	訪問看護 I-4	介護予防 I-4
基本単位		823 単位	794 単位	1,128 単位	1,090 単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4 級地加算 10.70) ※少数点以下切り捨て		8,230 円/日	7,940 円/日	11,280 円/日	10,900 円/日
利用者負担		823 円/日	794 円/日	1,128 円/日	1,090 円/日

※准看護師による訪問看護については 30 分未満/424 円、30 分～60 分未満/741 円となります。

【リハビリ専門職が行った場合】	20 分(1 回)		40 分(2 回)		60 分(3 回)	
サービス内容	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防	訪問看護	介護予防
基本単位	294 単位	284 単位	588 単位	568 単位	795 単位	426 単位
保険対象費用総額 (=合計単位×4 級地加算 10.70) ※少数点以下切り捨て	2,940 (円/日)	2,840 (円/日)	5,880 (円/日)	5,680 (円/日)	7,950 (円/日)	4,260 (円/日)
利用者負担	294 円/日	284 円/日	588 円/日	568 円/日	795 円/日	426 円/日

※リハビリ専門職の訪問は週 6 回の利用回数制限があります。

※初回加算 300 単位/300 円(退院翌日以降の初回訪問)、または 350 単位/350 円(退院日に初回訪問)ご負担いただきます。

【病状によって以下の料金が加算されます】

	基本単位	保険対象費用総額	利用者負担
特別管理加算	(Ⅰ)500 単位/月	5,000 円	500 円
	(Ⅱ)250 単位/月	2,500 円	250 円
ターミナルケア加算	2,500 単位/月	25,000 円	2,500 円
複数名訪問加算(30 分未満)	254 単位/回	2,540 円	254 円
複数名訪問加算(30 分以上)	402 単位/回	4,020 円	402 円
長時間訪問看護加算 (1 時間 30 分以上)	300 単位/回	3,000 円	300 円
夜間・早朝加算 (6 時～8 時・18 時～22 時)	基本サービスの 25%加算		
深夜加算 (22 時～6 時)	基本サービスの 50%加算		
介護職員等処遇改善加算	所定単位の 1.8%加算		
緊急時訪問看護加算	600 単位/月	6,000 円	600 円
要介護 5 の方の場合	800 単位/月 ※定期巡回と連携の場合のみ	8,000 円	800 円
保険適用外料金			
交通費	事業の実施地域	事業の実施地域以外	
	無料	応相談	
キャンセル料 長時間訪問 看護加算	キャンセルされる場合、ご連絡をいただいた時間に応じてキャンセル料を請求させていただきます。		
	24 時間前	キャンセル料は不要です	
	12 時間前	利用料金の 50%を請求させていただきます	
	6 時間前までに連絡なし	利用料金の 100%を請求させていただきます	

※利用者の体調の急変や急な入院の場合にはキャンセル料は請求しません
 ※その他、死後の処置は1万円とします。

4、利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求 イ 上記に係る請求書は利用月の翌月 10 日過ぎに発行 ウ 金融機関の口座振替をご利用の場合、翌月 20 日が振替日
② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア お支払は現金支払い、または自動振替でお願い致します。やむをえず他の支払い方法を要望される方はご相談ください。 イ お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡しします。必ず保管されますようお願いいたします（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合にはサービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

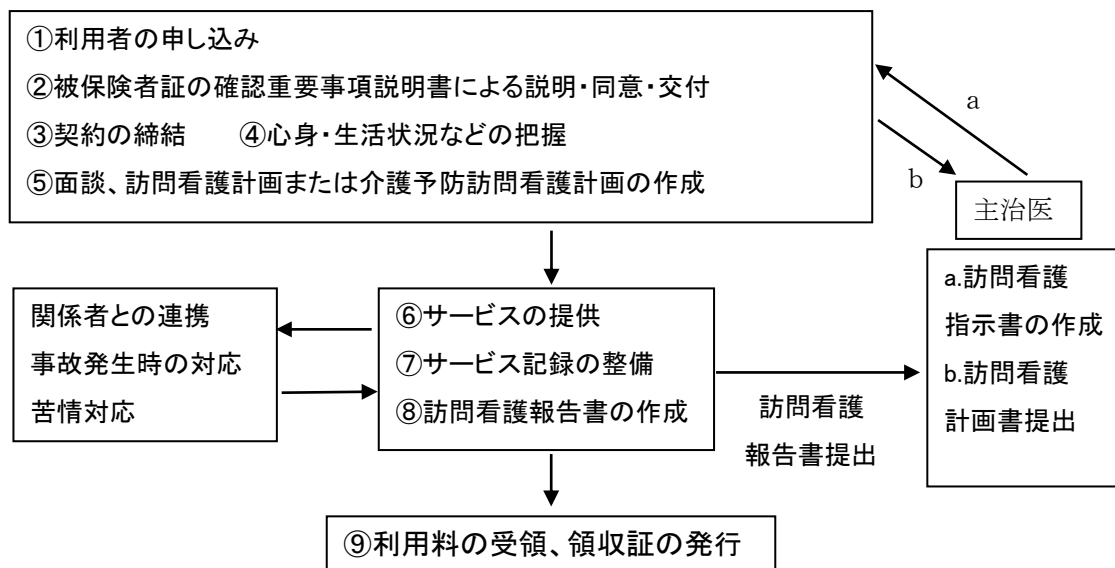
5、サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認し、控え（コピー）をいただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 訪問看護師（看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で訪問看護計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

【事業所からのお願い】

- 訪問時間について、予定提供時間の厳守に努めますが、交通状況・利用者の体調などの事情でやむを得ず、予定時間が 20 分程度、前後する場合がございますのでご理解下さい。
- 予定提供時間、担当者の変更をお願いする場合があります。その場合、利用者および家族の意向を確認するなどの対応を講じた上で、その意向を優先するものとします。

6、サービス提供の手順



7、虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 仲本 里恵
-------------	-----------

8、担当者の変更等

担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名 管理者 仲本 里恵 イ 連絡先電話番号 0980-53-7732 携帯電話番号 080-6499-4033 ウ 受付日・時間 月～金 / 8:30～17:30
---	--

9、事故発生時の対応方法について

指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10、ハラスメント行為について

利用者または家族から以下のような行為があり、ハラスメントと該当するとみなされる場合は契約を解除いたします。

・身体的暴力又は乱暴な言動、無理な要求（物を投げつける、刃物をむける、蹴られる、サービス提供中

の喫煙等)

- ・セクシュアルハラスメント(体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動 等)
- ・精神的な暴力行為(怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする 等)
- ・その他(個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為 等)

11、災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。ステーションや職員が被災して訪問が行えない状況になった時や、地域周辺・交通事情が危険と判断された場合などは、訪問看護やリハビリの提供を中止させていただきます。また、訪問時に災害が発生した際は利用者の安全確保に努力し、訪問先より職員を退去させる場合があります。

災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

災害時において、早期に業務を再開し訪問看護サービスを実施できるよう、業務継続計画を作成し、定期的に研修・訓練を実施します。

12、感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症まん延時において、早期に業務を再開し訪問看護サービスを実施できるよう、業務継続計画を作成し、定期的に研修・訓練を実施します。

また事業所において感染症が発生、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13、衛生管理等

- ① 管理者は従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 管理者は訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的に管理します。

13、秘密の保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします。
------------------------	--

個人情報の保護について	① 利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。 ② 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。
-------------	--

14、身分証携行義務

指定訪問看護(介護予防訪問看護)を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

15、心身の状況の把握

指定訪問看護(介護予防訪問看護)の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

16、サービス提供の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は完結の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17、居宅介護支援事業者等との連携

- ① 訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者様の同意を得た上で居宅介護事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した初演またはその写しを速やかに居宅支援事業者に送付します。

18、サービス提供に関する相談、苦情について

【苦情処理の体制及び手順】

- ア 提供した指定訪問看護(介護予防訪問看護)に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者をおき、解決に向けて調査を実施し、改善措置を講じた上、利用者及び家族に説明するものとします。

【相談窓口】	担当者 管理者 仲本 里恵 連絡先電話番号 0980-53-7732 FAX番号 0980-53-7760 受付日・時間 月～金 / 8:30～17:30
【名護市 長寿障害課】	電話番号 0980-53-1212
【本部町 町民福祉課】	電話番号 0980-47-2101
今帰仁村 保健予防課	電話番号 0980-56-2101
【沖縄県介護保険広域連合】	電話番号 0989-21-7803

19、損害賠償(事業所の義務違反)

【損害賠償責任】

- 1、事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務の違反についてもこれに準じます。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2、事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

【損害賠償がなされない場合】

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービス実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者及びサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が生じた場合

20、留意事項

【訪問看護サービスの禁止行為】

指定訪問看護(介護予防訪問看護)事業者はサービスの提供に当たって次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ② 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ④ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」第 8 条及び第 91 条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	沖縄県名護市屋部 468 番地の 1
	法人名	医療法人 琉心会
	代表者名	管理者 仲本 里恵 印
	事業所名	りゅうしん訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印